

平成30年度 詳細一般第7回（電気A等級）

詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- 1 掲 示 日 平成30年5月16日（水）
 - 2 掲 示 責 任 者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 西村 志郎
 - 3 担当部署
 - (1) 公募条件及び積算について
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部 企画課（工務・品質管理担当） 電話06-6969-9276
 - (2) 入札手続について
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9970
- ※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。
- 4 工事概要
 - (1) 工 事 名 30-千里竹見台団地南区域先工区電気設備工事（電子入札対象案件）
 - (2) 工事場所 大阪府吹田市竹見台一丁目1番
 - (3) 工事内容 住棟：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、14階建1棟、263戸
附属建物：電気室、ゴミ置場、駐輪場員詰所、駐輪場
電気設備工事 一式
 - (4) 工 期 平成30年8月下旬（契約締結日の翌日）から平成32年6月9日（火）まで（予定）
 - (5) 工事の実施形態
 - ① 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
 - ② 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
 - ③ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

④ 当公募は以下を停止条件とする。なお、以下の停止条件が成就しないことにより、入札を行わない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

イ 本工事の入札に先行して行う「30-千里竹見台団地南区域先工区建築その他工事」が契約されることを入札手続きの停止条件とする。

(6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに上記3(2)へ様式1及び2を提出すること。）。

5 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、工事種別「電気A等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「電気A等級」の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次に掲げる工事の実績を有する者であること。

平成15年度以降（平成15年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが進んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）を元請又は当機構発注工事の一次下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上（2社）、20%以上（3社）の工事に限る。）

同種工事とは、RC造又はSRC造の地上6階建て以上（*1）、かつ130戸以上（*2）の共同住宅（1戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の建設に係る電気設備単独の新設工事をいう。

（*1）一つの契約で複数棟ある場合は、1棟以上が6階建て以上であること。

（*2）一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。

なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は、RC造又はSRC造の6階建て以上の共同住宅の建設に係る電気設備単独の新設工事の施工実績

を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任※とする。

※工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10k m程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者（監理技術者においては緩和要件なし。）がこれらの建設工事（原則として2件程度）を管理することができることとする。（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（国土建第273号平成26年2月3日））

- (イ) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。
- (ロ) 平成15年度以降（平成15年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に、元請又は当機構発注工事の一次下請けとして、上記(4)に掲げる同種工事において、現場施工経験を有する者であること。ただし、対象工事の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までのすべての期間に従事していない場合は、同種工事の経験とみなさない。（一次下請けの場合は、一次下請けが確認できる資料の提出が必要）
- (ハ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (ニ) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記(イ)～(ニ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (7) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (8) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴

力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

- (10) 当支社(所管事務所を含む。)発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (11) 当機構が関西地区において平成28年4月1日以降に発注した工事種別「電気」(同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「電気」を対象とする。「以下本項において同じ。」)において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。
- ① 当機構が発注した工事種別「電気」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構が発注した工事種別「電気」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。
- ① 上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を1名以上追加配置できること。
 - ② 追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- (13) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (14) 施工体制等に関し、次の要件を備えていること。
- ① 施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門(監理技術者の資格を有する者が担当すること。)がそれぞれ独立した体制を取ること。
 - ② 現場内外の安全対策及び苦情対策に対する安全管理部門があること。
 - ③ 申請者としての「かし処理体制」が整備されていること。

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事は総合評価落札方式の施工技術確認型(タイプB)であり、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。本工事は総合評価に関する「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別紙1「評価項目、評価基準及び配点」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、上記(1)により最大40点を加算する。

各提案については、

「評価する」・・・具体的かつ効果的であるとして評価に値する提案。

「評価せず」・・・品質管理上行っても問題はないが、具体性に欠ける、又は一般的に行われていることであり評価に値しないと判断される提案。

「不適切」・・・安全面、品質面等で適切でないことが明らかである等、品質管理上行ってはならない提案。

の3つに分類して評価し、その内容を競争参加資格の確認結果通知日に合わせて、郵送にて申請者に通知する。

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」と「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

・評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 入札手続等

(1) 担当部署

① 公募条件について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部 企画課(工務・品質管理担当) 電話06-6969-9276

② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課 電話06-6969-9970

(2) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、当機構ホームページ掲載の入札公告に添付している「図面等(CD-R)申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受

領日より、3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便にて発送する。(土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。)3営業日を過ぎても到着しない場合は、TELにて確認すること。

FAX受付期間：平成30年5月16日(水)から平成30年6月7日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

FAX送付・問合せ先：独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 契約課
電話06-6969-9970 FAX 06-6969-9572

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成30年5月17日(木)から平成30年6月7日(木)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参により7(1)②へ提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ③ ヒアリング：「施工計画」に関する提案についてのヒアリングを必要に応じて行う。日時については、工務・品質管理課より指定するので、指定された日時に内容を説明できる者が出席すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ① 入札期間
平成30年8月21日(火)及び平成30年8月22日(水)正午まで
- ② 開札の日時及び場所
日時：平成30年8月23日(木)
場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課
※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

(5) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合(関係法人を代表者とする共同企業体1者だった場合を含む。)は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 請負代金額の10分の3以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 6(3)に同じ。
上記6(3)のただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記7に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記7(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ① 提出期間：平成30年5月17日(木)から平成30年6月7日(木)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：7(1)②に同じ
- ③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送(上記提出期間内に必着)により行うものとし、電送によるものは受け付けない(同申請書の余白に「『30-千里竹見台団地南区域先工区電気設備工事』申請希望」と明記すること。
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。
これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。
- ① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から72日以内

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。
--

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (C D - R) 申 込 書

申込日：平成 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了承の上、下記工事の図面等 (CD-R) を申し込みます。

工 事 件 名		30-千里竹見台団地南区域先工区電気設備 工事
申 込 者	貴 社 名	
	御 住 所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	(T E L) (F A X)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全て CD-R での発送となり、紙による図面等の配布は行いません。

※着払い便にて発送します。

※CD-RはFAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。